

第2期朝日町子ども・子育て支援事業計画

概要版



令和2年3月

朝日町

1

計画の改定にあたって

1 計画改定の趣旨

近年、急速な少子高齢化の進行や深刻な待機児童の問題、子育てに係る孤立感や負担感の増加等、家庭や地域の子育てをめぐる環境の変化が指摘されています。このような子育てに関する様々な問題に対応するため、国は平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」を成立させ、「子ども・子育て支援新制度」をスタートさせました。その後も国は、「子育て安心プラン」「新・放課後子ども総合プラン」の策定、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の改正等、子ども・子育て支援施策を推進しています。

こうした動きと連動しながら、朝日町（以下、「当町」といいます。）では平成27年に「朝日町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、包括的な子育て支援を進めてきました。このたび、第1期計画の計画期間が終了することから、子どもの貧困対策等の新たな課題も含めた子育て支援施策のさらなる推進のため、「第2期朝日町子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」といいます。）を策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画であり、「新・放課後子ども総合プラン」等とも調和を図っています。

また、「朝日町総合計画」に基づく個別計画として、「朝日町次世代育成支援行動計画」や「朝日町母子保健計画」を継承しつつ、「朝日町障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」等との整合性を図っています。

3 計画の期間

「第2期朝日町子ども・子育て支援事業計画」の計画期間は、令和2年度を初年度とし、令和6年度までの5年間を計画期間とします。

4 計画の策定体制

○町民ニーズ調査の実施

本計画を策定するための基礎調査として、就学前児童保護者269人と小学生児童保護者314人を対象に「朝日町子ども・子育て支援事業計画策定に関するアンケート調査」を実施し、子育て支援に関するサービスの利用状況や今後の利用希望等の把握を行いました。

○朝日町子ども・子育て会議の開催

子ども・子育て支援法に規定する機関である「朝日町子ども・子育て会議」を開催し、本計画について審議しました。

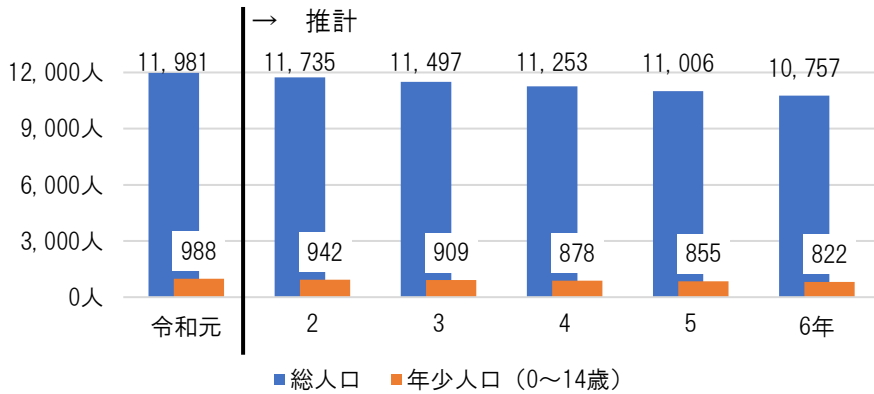
○パブリックコメントの実施

広く町民の皆様から意見を募りました。

2

町の現状

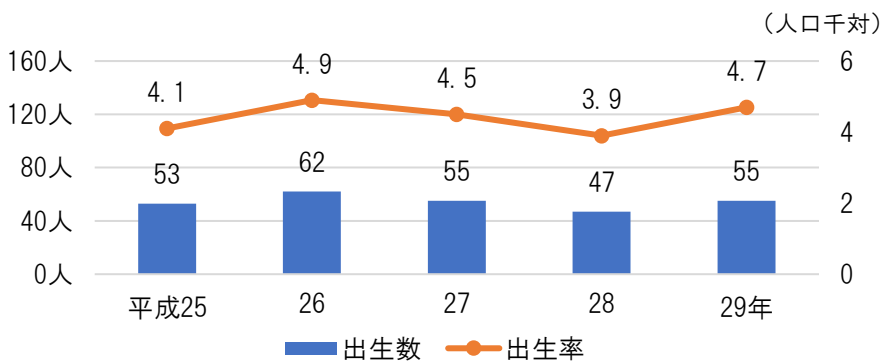
●年齢3区分別人口の推計



総人口及び年少人口の減少が続くと推計されています。

資料：朝日町「住民基本台帳（4月1日現在）」、推計はコーホート変化率法による算出

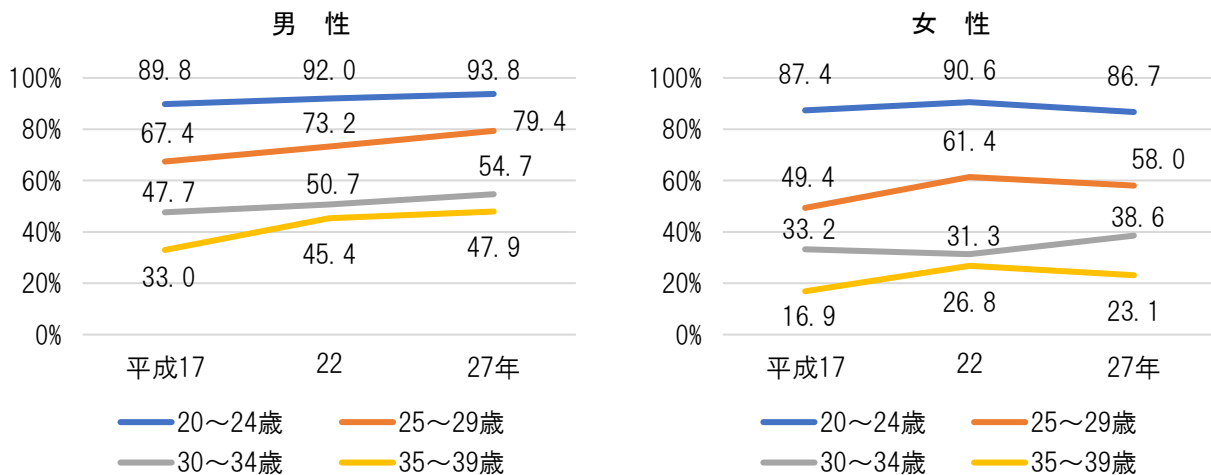
●出生数、出生率の推移



その年によって多少の増減はありますが、ほぼ横ばいとなっています。

資料：朝日町「統計あさひ」

●未婚率の推移



資料：国勢調査

男性は増加傾向で、特に25歳以上でその傾向が強くみられます。
女性20~24歳では微減、25歳以上では増加傾向がみられます。

3

計画の基本的な考え方

1 基本理念

子どもを生み育てやすい環境づくりを進めるため、保育所などの子育て施設や行政だけでなく、地域の団体や事業所等のネットワークの構築が必要です。

様々な人や機関等が繋がって、一人ひとりの子どもを育てつつ、子育て世帯への支援を継続するという観点から、第1期計画と同様に次のような基本理念を示します。

みんなが育てるあさひっ子
～豊かな心をはぐくむまちづくり～

2 基本目標

1 地域 みんなで子育てを支えるまちづくり

地域子育て支援拠点事業や放課後児童クラブ、病児・病後児保育などの「地域子ども・子育て支援事業」のさらなる充実を図るため、保育所等の施設や町行政だけでなく、各種町民団体や組織、一般町民の参加を促しながら、子育てネットワークの強化を目指します。

2 子どもの育ちと子育て家庭を支える安全安心のまちづくり

少子化を抑制するため、町民の妊娠・出産・子育てを促進・支援する社会環境づくりに努めます。
出産や育児を支えるため、医療・保健・福祉・教育等の連携した取組など多方面からの事業を推進していきます。また、障害児や経済的に困窮する家庭への支援、子どもの貧困対策を行うなど、自立を支える施策を推進していきます。

3 地域と生活と職場の調和された社会づくり

子育て中の労働者が男女を問わず、子育てに向き合えるよう、職場全体の長時間労働の是正、本人の希望に応じた育児休業や短時間勤務を取得しやすい環境づくり、職場復帰の支援等、引き続きワーク・ライフ・バランスが図られるような雇用環境の整備に努めます。

4 新しい時代の教育・保育サービスの提供

認定こども園への移行の検討や地域型保育給付の設置誘導など、町民の利用希望に応じた多様な教育・保育サービスの提供に努めます。また、保育サービスの質の確保に努めます。

4

子ども・子育て支援事業

1 教育・保育サービスの提供区域

市町村は、「量の見込み」・「確保方策」を設定する単位として、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に異動することが可能な区域（「教育・保育提供区域」）を設定することとなっています。この考え方と第1期計画を踏まえて、当町では全町を1区域として設定します。

2 教育・保育事業の量の見込みと提供体制

目標年の令和6年度の教育・保育の量の見込みはあわせて260人とみられます。

教育・保育施設を希望する家庭に対し、町内の公立保育所による保育サービスを提供しますが、幼稚園など町外施設の利用について、町外施設との連携により必要量の確保を図ります。

(単位：人)

	令和2年度					令和3年度					
	1号	2号		3号		1号	2号		3号		
	3-5歳	3-5歳		0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳		0歳	1-2歳	
	幼稚園	教育 二一ズ	保育 二一ズ	保育所		幼稚園	教育 二一ズ	保育 二一ズ	保育所		
①量の見込み (必要利用定員総数)	5	5	147	39	105	5	5	152	38	102	
②確保の内容	幼稚園(町外へ)	5	5	0	0	0	5	5	0	0	0
	保育所	0	0	147	39	105	0	0	152	38	102
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

令和4年度					令和5年度					令和6年度				
1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
3-5歳	3-5歳		0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳		0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳		0歳	1-2歳
幼稚園	教育 二一ズ	保育 二一ズ	保育所		幼稚園	教育 二一ズ	保育 二一ズ	保育所		幼稚園	教育 二一ズ	保育 二一ズ	保育所	
5	5	152	34	89	5	5	150	33	84	5	5	140	31	79
5	5	0	0	0	5	5	0	0	0	5	5	0	0	0
0	0	152	34	89	0	0	150	33	84	0	0	140	31	79
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

3 地域子ども・子育て支援事業

当町で実施している事業は以下の通りです。

事業名	事業内容
時間外保育事業	通常の開所時間を超えて保育を実施する事業です。また、21時までの保育を3か所で行い、町民の保育ニーズに対応しています。
放課後児童健全育成事業	学校の空き教室等を活用して、放課後子ども教室との連携を強化し、国から示された「新・放課後総合子どもプラン」との整合性を図りながら総合的に実施します。また、小学校高学年の児童の受け入れをし、施設や人材面の充実を図ります。
地域子育て支援拠点事業	低年齢児保育を希望しない在宅の乳幼児を対象とする事業です。当町では子育て支援センターで、育児サロン、育児講座、赤ちゃん広場を実施しています。
乳児家庭全戸訪問事業	乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に繋げ、乳児の健全な育成環境の確保を図ります。
養育支援訪問事業	育児ストレス、産後うつ病、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、子育て経験者等による育児・家事の援助又は保健師等による具体的な養育に関する指導助言等を訪問により実施し、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図ります。
妊婦一般健康診査事業	妊娠中の身体の異常を早期に発見するため、また、妊婦の健康管理が適切に行われ、健やかな出産を迎えるための環境整備を図ることを目的に、定期健康診査にかかった費用を助成しています。
一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、子育て支援センターにおいて一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。また、子育て疲れのリフレッシュの利用を見込んでいます。
病児・病後児保育事業	病気療養中又は病気の回復期に、保護者が勤務の都合等により家庭における保育が困難な状況にあるとき、保育士と看護師が保護者に代わって保育する事業です。
ファミリー・サポート・センター事業	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

5

子ども・子育て支援事業の具体的取組

基本目標1 地域みんなで子育てを支えるまちづくり

基本施策	主な具体的事業
(1) 地域の子育て支援事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●地域子育て支援センター事業 ●子どもの居場所づくり事業 ●病児・病後児保育事業 ●子育て相談事業 ●あさひDE子育てアプリ
(2) 交流・ネットワーク強化	<ul style="list-style-type: none"> ●子どもサポートネットワーク連絡会 ●子育てたすけ愛の会 ●高齢者ふれあい保育事業 ●JFAこころのプロジェクト「夢の先生」
(3) 子育てをめぐる学びの場の確保	<ul style="list-style-type: none"> ●ボランティア推進校への支援と学校、地域との連携 ●社会に学ぶ「14歳の挑戦」事業 ●ICT教育環境の整備 ●スタディメイト・英語指導員の配置

基本目標2 子どもの育ちと子育て家庭を支える安全安心のまちづくり

基本施策	主な具体的事業
(1) 親と子どもの健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ●子ども医療費助成事業 ●ひとり親家庭等医療費助成事業 ●子育て世代包括支援センター ●新生児・未熟児・産婦訪問指導 ●食育に関する学習活動
(2) 障害児や要支援家庭等への支援	<ul style="list-style-type: none"> ●障害児相談支援 ●障害児を持つ母親の集い ●要保護児童対策地域協議会 ●就園・就学支援等 ●子どもの貧困把握
(3) 子育て家庭への経済的支援	<ul style="list-style-type: none"> ●児童手当等の支給 ●出生祝金 ●体操服の購入補助 ●中学校の給食費無償化

基本目標 3

地域と生活と職場の調和された社会づくり

基本施策	主な具体的事業
(1) 仕事と子育てのバランスを目指す	●企業への啓発活動
(2) 父親・母親の特性を活かした子育てへの参加促進	●時間外保育、一時預かり等事業 ●男女共同参画の推進

基本目標 4

新しい時代の教育・保育サービスの提供

基本施策	主な具体的事業
(1) 教育・保育サービスの提供の確保	●保育所事業の充実 ●施設型給付体制の整備 ●保育料軽減事業 ●保育所副食費無償
(2) 保育サービスの質の確保	●職員の資質の向上 ●職員配置の充実 ●各関連機関からの情報発信



第2期朝日町子ども・子育て支援事業計画 概要版（令和2年度～令和6年度）

発行：令和2年3月

企画・編集：朝日町 住民・子ども課

〒939-0793 富山県下新川郡朝日町道下1133

TEL (0765) 83-1100